

水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田について

交付対象外水田（5年水張りルール）概要

- R 4 年度以降、5 年間一度も水張り（水稻作付）をしなかった農地は、R 9 年度以降、交付対象外水田となり、**交付対象農地に戻すことはできない。**
⇒5年水張りルール
- 以下に該当するものは、5 年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合
- 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
（届出書と報告書の提出が必要）。
 - ① 湛水管理を 1 か月以上行う（用水による湛水状態を 1 か月以上持続）
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない

1 ヶ月水張り（湛水管理）の流れについて（参考） （令和 6 年度の流れになります。今後、変更となる場合があります。）

（1）実施の届出

- ・水張り予定者は、**令和 6 年度（産）細目書の提出日**に、方針作成者等（JAほか）に「**湛水管理実施届出書**」を提出する。
- ・方針作成者等は、提出された「湛水管理実施届出書」を酒田市農業再生協議会事務局（市農政課、各総合支所）に提出する。

（2）水張りの実施

- ・水張り実施者は、**届け出した水田につき、1 か月以上の水張りを実施するとともに、ほ場ごとに湛水開始日及び湛水終了日に水張りの状況を写真に撮り、「湛水管理実施報告書」を作成する。**

（3）実施報告

- ・水張り実施者は、**1 か月以上の水張り終了後、速やかに「湛水管理実施報告書」を方針作成者等を経由し、協議会事務局に提出する。**

（４）届出様式例（令和６年度の様式です。今後、変更となる場合があります。）

令和6年度 湛水管理実施届出書

令和6年度 湛水管理実施報告書

令和6年 月 日

酒田市農業再生協議会会長 様

住所
名前

酒田市農業再生協議会会長 様

住所
氏名

下記の圃場について、水張り(湛水管理)を1か月以上実施する旨、届け出いたします。

下記圃場について、湛水管理を1か月以上行ったので、湛水状況が分かる写真を添付し提出します。

圃場番号	地名・地番	水田面積(a)	湛水予定月
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

<注意点>

- 水深等の基準については、水稲作付と同等の湛水管理を行ってください。
- 天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態であることが必要です。
- 湛水による畦畔の崩壊や漏水による被害への国の支援は無いのでご注意ください。
- 国の示す確認方法によっては、内容が変更になる場合は、改めてお知らせします。

ほ場(地名、地番)		湛水面積(a)
酒田市		
湛水開始日	湛水終了日	※1か月以上の 湛水必要
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
湛水開始日写真		
※写真の裏面には、ほ場の地名地番と 湛水を開始した日付を記載して下さい。 例) ・酒田市〇〇 〇ー〇 ・湛水開始(令和6年5月10日撮影)		
湛水終了日写真		
※写真の裏面には、ほ場の地名地番と 湛水を終了した日付を記載して下さい。 例) ・酒田市〇〇 〇ー〇 ・湛水終了(令和6年6月20日撮影)		
<注意点> ○ 水深等の基準については、水稲作付と同等の湛水管理を行ってください。 ○ 天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態であることが必要です。 ○ 湛水による畦畔の崩壊や漏水による被害への国の支援は無いのでご注意ください。 ○ 国の示す確認方法によっては、内容が変更になる場合は、改めてお知らせします。		